

○芦屋町都市公園設置及び管理条例

昭和44年8月25日条例第12号

改正

昭和52年1月10日条例第1号
昭和55年6月12日条例第31号
昭和59年3月24日条例第19号
平成元年6月27日条例第25号
平成4年3月27日条例第20号
平成9年3月24日条例第3号
平成12年3月22日条例第7号
平成14年3月29日条例第9号
平成15年3月24日条例第7号
平成17年12月19日条例第40号
平成18年12月21日条例第45号
平成25年3月22日条例第9号
平成26年3月24日条例第12号
令和元年6月21日条例第14号

芦屋町都市公園設置及び管理条例

（目的）

第1条 この条例は、都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）及び法に基づく命令に定めるもののほか、芦屋町が設置する公園の設置及び管理について必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、「公園」又は「公園施設」とは、法第2条第1項に規定する都市公園又は同条第2項に規定する公園施設をいう。

（住民1人当たりの公園の敷地面積の基準）

第2条の2 区域内の公園の住民1人当たりの敷地面積の標準は、10平方メートル以上とし、市街地の公園の当該市街地の住民1人当たりの敷地面積の標準は、5平方メートル以上とする。

（配置及び規模の基準）

第2条の3 次に掲げる公園を設置する場合においては、それぞれの特質に応じて公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、次に掲げるところによりその配置及び規模を定めるものとする。

- （1）主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園は、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、0.25ヘクタールを標準として定めること。
- （2）主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園は、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、2ヘクタールを標準として定めること。
- （3）主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする公園は、徒歩圏域内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、4ヘクタールを標準として定めること。
- （4）主として区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園及び主として運動の用に供することを目的とする公園は、容易に利用することができるように配置し、それぞれの利用目的に応じて公園としての機能を十分発揮することができるようにその敷地面積を定めること。

2 主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての公園、主として風致の享受の用に供することを目的とする公園、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする公園、主として市街地の中心部における休息又は観賞の用に供することを目的とする公園等前項各号に掲げる公園以外の公園を設置する場合においては、それぞれその設置目的に応じて公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定めるものとする。

（公園施設の設置基準）

第2条の4 一の公園に公園施設として設けられる建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。）の建築面積の総計の当該公園の敷地面積に対する割合は、100分の2を超えてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物を設ける場合においては、当該各号に定める当該公園の敷地面積に対する割合を限度として、これを超えることができる。

- （1）都市公園法施行令（昭和31年9月11日政令第290号。以下「政令」という。）第5条第2項に規定する休養施設、同条第4項に規定する運動施設、同条第5項に規定する教養施設、同条第8項に規定する備蓄倉庫その他同項の国土交通省令で定める災害応急対策に必要な施設又は自然公園法（昭和32年法律第161号）に規定する都道府県立自然公園の利用のための施設である建築物（次号に掲げる建築物を除く。）を設ける場合は、当該公園の敷地面積の100分の10を限度として同条本文の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。
- （2）前号の休養施設又は教養施設である建築物のうち次のアからウまでのいずれかに該当する建築物を設ける場合は、当該公園の敷地面積の100分の20を限度として同条本文の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

- ア 文化財保護法(昭和25年法律第214号)の規定により国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物若しくは史跡名勝天然記念物として指定され、又は登録有形文化財、登録有形民俗文化財若しくは登録記念物として登録された建築物その他これらに準じて歴史上又は学術上価値の高いものとして国土交通省令で定める建築物
- イ 景観法(平成16年法律第110号)の規定により景観重要建造物として指定された建築物
- ウ 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成20年法律第40号)の規定により歴史的風致形成建造物として指定された建築物

(3) 屋根付広場、壁を有しない雨天用運動場その他の高い開放性を有する建築物として国土交通省令で定めるものを設ける場合は、当該公園の敷地面積の100分の10を限度として同条本文又は前2号の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

(4) 仮設公園施設(3月を限度として公園施設として臨時に設けられる建築物をいい、前3号に規定する建築物を除く。)を設ける場合は、当該公園の敷地面積の100分の2を限度として同条本文又は前3号の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

(移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準)

第2条の5 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第13条第1項の条例で定める基準は、別表第5に定めるとおりとする。

(設置)

第3条 芦屋町立都市公園を別表第1のとおり設置する。

(行為の制限)

第4条 公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、町長の許可を受けなければならない。

- (1) 募金、物品の販売その他営業行為をすること。
- (2) 競技会、展示会、集会その他これらに類する催のため、公園の一部を独占して利用すること。
- (3) 花火、キャンプファイヤー等の火気を利用すること。

2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、場所、又は公園施設、期間、行為の内容その他規則で定める事項を記載した申請書を3日前までに町長に提出しなければならない。

3 町長は、第1項各号に掲げる行為が公衆の公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り第1項の許可を与えることができる。ただし、次の各号の一に、該当する者には許可をすることができない。

- (1) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人の迷惑となると認める者
- (2) 公益を害するおそれがあると認める者
- (3) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障があると認める者

4 町長は、第1項の許可に公園の管理上必要な範囲で条件を附することができる。

(行為の禁止)

第5条 公園においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他人の利用を妨げ又は危険を感じさせる行為をすること。
- (2) 公園及び公園施設を損傷し、又は汚損すること。
- (3) 竹木を伐採し又は植物を採取すること。
- (4) 土地の形質を変更すること。
- (5) 鳥獣魚類を捕獲し又は殺傷すること。
- (6) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (7) 指定された場所以外の場所へ車馬を乗り入れ、又は止めおくこと。
- (8) 前各号のほか、公園の管理に支障のある行為をすること。

(利用の禁止又は制限)

第6条 町長は、次の各号の一に該当するときは、区域を定めて公園の利用を禁止し、又は制限することができる。

- (1) 公園の損壊その他の理由によりその利用が危険であると認める場合
- (2) 公園に関する工事のためやむを得ないと認める場合
- (3) その他町長が特に必要と認める場合

(有料公園施設)

第7条 有料公園施設(町が設置し、又は管理する公園施設で、有料で使用させるものをいう。以下同じ。)は別表第2のとおりとする。

2 有料公園施設の使用料を徴収する期間及び時間については規則で定める。

(使用料の徴収)

第8条 第4条第1項第1号及び第2号の規定により許可を受けた者から別表第3に定める使用料に消費税法(昭和63年法律第108号)第29条に規定する税率を乗じて得た額(以下「消費税額」という。)及び消費税額に地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の83に規定する税率を乗じて得た額を加えた額(この金額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)、また有料公園施設を利用する者から別表第4に定める使用料(消費税の額に相当する額及び地方消費税の額に相当する額を含む。)を徴収する。

(使用料の減免)

第9条 町長は、次の各号の一に該当するときは、使用料を減免することができる。

- (1) 本町の議会又は執行機関(執行機関の附属機関を含む。)が公用で使用するとき。
- (2) 町内の社会教育団体(社会教育法(昭和24年法律第207号)第10条に規定する団体をいう。)が社会教育行事に使用するとき。
- (3) 公益上その他特別の理由があると認めたとき。

(目的外使用等の禁止)

第10条 使用者は、許可を受けた目的以外に使用し、又は使用の権利を他に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(特別な設備)

第11条 使用者は、使用に際し、特別の設備をしようとするときは、あらかじめ町長の許可を受け、使用者の負担においてこれを行わなければならない。

(使用許可の取消し等)

第12条 町長は、公園の使用に際し、使用者が次の各号の一に該当するときは、許可を取り消し、使用を中止させ、又は退去を命ずることができる。この場合において、使用者が損害を受けることがあつても、町長はその責を負わない。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規定に違反したとき。
 - (2) 第4条第3項に該当する理由が生じたとき。
 - (3) その他町長において必要があると認めたとき。
- (指定管理者による管理)

第13条 芦屋町立都市公園のうち芦屋海浜公園の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号。)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて町長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

2 指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ町長の承認を得て、管理を行う芦屋海浜公園の休園日を設定及び供用する時間を制限することができる。

3 第1項の規定により、芦屋海浜公園の管理を指定管理者に行わせる場合は、前条までの規定中「町長」とあるのは「指定管理者」と、第16条から第18条中「町長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(指定管理者の業務)

第14条 指定管理者は次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 芦屋海浜公園の設置目的を達成するため必要な業務
 - (2) 芦屋海浜公園の使用の許可に関する業務
 - (3) 芦屋海浜公園の施設及び設置の維持管理に関する業務
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める業務
- (利用料金制)

第15条 第13条第1項の規定により、芦屋海浜公園の管理を指定管理者に行わせる場合の第4条第1項第1号及び第2号の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)は、指定管理者の収入として収受させることができる。

2 前項の規定により、利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合は、利用料金は別表第3に定める額の範囲内で指定管理者が定める。

3 指定管理者は、利用料金を定めようとするときは、町長の承認を受けなければならない。承認を受けた利用料金を変更しようとするときも同様とする。

(原状回復)

第16条 使用者は、その使用を終つたときは、これを直ちに原状に回復しなければならない。使用者が許可を取り消されたときも同様とする。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、町長においてこれを執行し、その費用は使用者から徴収する。

(損害賠償)

第17条 使用に際し、公園及び公園施設を損傷し、又は汚損したときは、町長の定めるところにより、その損害を賠償しなければならない。

(立入検査)

第18条 町長は、公園の管理上必要があるときは、その必要限度において、公園内の使用許可場所に立入り調査し、又は関係人に質問することができる。

(過料)

第19条 次の各号の一に該当する者に対しては、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第4条第1項及び第3項に違反して、同条第1項及び第3項各号の行為をした者
- (2) 第5条の規定に違反して、同条各号に掲げる行為をした者
- (3) 第15条に規定する職務の執行を妨げた者

第20条 詐欺その他不正な行為により使用料の徴収を免れた者は、その金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

(委任)

第21条 この条例の施行について必要な事項は、別に規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和52年1月10日条例第1号)

この条例は、昭和52年2月1日から施行する。

附 則(昭和55年6月12日条例第31号)

この条例は、昭和55年8月12日から施行する。

附 則(昭和59年3月24日条例第19号)

この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則(平成元年6月27日条例第25号)

この条例は、平成元年7月1日から施行する。

附 則(平成4年3月27日条例第20号)

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成9年3月24日条例第3号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成12年3月22日条例第7号)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成14年3月29日条例第9号)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月24日条例第7号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年12月19日条例第40号）

この条例は、公布の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則（平成18年12月21日条例第45号）

（施行期日）

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の芦屋町都市公園設置及び管理条例の一部を改正する条例第13条第1項の規定により芦屋海浜公園の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が芦屋海浜公園の管理を行う期間前にされた第4条の規定による許可の申請及び許可は、当該指定管理者にされた許可の申請及び当該指定管理者による使用の許可とみなす。

附 則（平成25年3月22日条例第9号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月24日条例第12号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和元年6月21日条例第14号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1(第3条関係)

名称	位置
中央公園	芦屋町船頭町8番54号
幸町公園	芦屋町幸町9番13号
正門町公園	芦屋町正門町2番41号
正津ヶ浜公園	芦屋町大字山鹿字正津ヶ浜1,379番地
山鹿公園	芦屋町山鹿15番20号
緑ヶ丘公園	芦屋町緑ヶ丘4番29号
高浜町公園	芦屋町高浜町2番20号
中ノ浜公園	芦屋町中ノ浜5番59号
三軒屋公園	芦屋町山鹿10番19号
白浜町公園	芦屋町白浜町4番2号
柏原公園	芦屋町大字山鹿1,070番地の1
芦屋海浜公園	芦屋町大字芦屋字芦屋浜
山鹿自然公園	芦屋町大字山鹿字道明ヶ浦239番地
元町公園	芦屋町大字山鹿1,706番地
江川台中央公園	芦屋町江川台12番地246
花美坂1号公園	芦屋町花美坂35番1号

別表第2(第7条関係)

有料公園施設	
都市公園名	有料公園施設名
芦屋海浜公園	駐車場

別表第3(第8条関係)

種目	単位	期間	使用料
行商、募金及びこれらに類するもの	1件	1日	500円
小規模な競技会、展示会、集会、その他これらに類する催しを行うもの	1件	1日	1,000円
芦屋海浜公園において競技会、展示会、集会、その他これらに類する催しで100人以上の参加者が見込まれるもの	1件	1日	5,000円

別表第4(第8条関係)
芦屋海浜公園駐車場使用料

種別	単位	期間	使用料
大型車	1台	1日	1,500円
普通車	1台	1日	500円
原動機付自転車及び自動二輪車	1台	1日	100円

- 1 「大型車」とは、乗車定員が11名以上の自動車をいう。
- 2 「普通車」とは、大型車及び自動二輪車以外の自動車をいう。
- 3 2にかかわらず、最大積載量4t以上の貨物自動車は大型車とみなして適用する。